

独立行政法人 国際協力機構 理事長 北岡伸一殿

CC: 独立行政法人 国際協力機構 審査部御中

独立行政法人 国際協力機構 環境社会配慮助言委員会御中

### 【要請書】国際協力機構(JICA)の環境社会配慮ガイドラインのレビューと改定に向けた追加要請

私たちは、標記について他団体とともに8月28日付で要請書を提出し、9月1日に開催された第83回環境社会配慮助言委員会にオブザーバー参加いたしました。本状は、同委員会の議論を踏まえ、環境社会配慮ガイドラインの「レビュー調査」、改定の有無の検討から改定に至るプロセス（以下、見直しプロセス）に対して追加要請を行うものです。

9月1日の上記委員会でのJICA審査部の説明によると、見直しプロセスの全体の方針や計画が明らかではないままに、12月にはコンサルタント契約を行い「レビュー調査」が実施されることが分かりました。これを受けて、助言委員からは、協議の場、主体（誰が行うのか）やスコープ、「調査」後のプロセスに関して、質問が出され、これらの点を検討してから調査をすべきとの提起がなされました<sup>1</sup>。一方の審査部からは、まずは「レビュー調査」を開始し、報告書を検討する中で決めていきたいとの説明が繰り返されました。

しかし、これは、JICAを支える一納税者としても、ODAの改善に貢献してきたNGOとしても、拙速で大変違和感のあるプロセスと言わざるを得ません。全体の方針や計画を話し合って決めないままでは、「レビュー調査」の目的や手法の妥当性を点検することは不可能です。結果として、妥当性を欠いた、不十分な調査がなされる可能性は否定できず、税金の無駄遣いになるリスクを生じさせると考えます。何よりも、見直しプロセス全体の透明性を損ないかねないことを懸念します。

以上を踏まえ、次の二点を要請いたします。

- 1) 12月から開始が予定されている「レビュー調査」をいったん白紙にし、調査から改定有無の検討にいたる各プロセスの主体、目的、方向性・方針と手法をしっかりと議論する場を、JICA、助言委員会およびNGO（含むNGO-JICA協議会）で設けることを求めます。これにNGOが加わるべき理由は、多様なステークホルダーの中でNGOは最も熱心にガイドラインの策定と見直しに関わってきており、十分な知見・経験の蓄積をしてくれていると考えるからです。なお、上記委員会で審査部が「調査期間はまだニュートラルな形で確定というわけではない」と説明をしていることから、丁寧な議論と透明性の確保のための時間の調整は可能なものと考えます。
- 2) 上記委員会において言及された「レビュー調査」のためのコンサルタント契約について、JICAが作成中と考えられる指示書（背景、目的、業務範囲・手順、期待成果物、専門家の構成・資格/条件）を可能な限り共有することを求めます。審査部は、助言委員会提出の「論点表」がそれに相当すると言及していますが、それは通常TORの別添資料にあたるものであり、本来は1)での議論を通じて契約の目的と手法に関するコンセンサスを形成し、それらを明確にした上で作成されるべきものであると考えます。なお、上記委員会においては、委員からも、審査部の「論点表」が「論点」と呼ぶべきものになっておらず「項目」に留まっていること、その原因としてガイドラインの改定に関連するレビューが何を意味するかについての議論が不十分であることが指摘されました。しかし、審査部からは、上記の表への追加項目の提出だけが呼びかけられている状態にあります。

JICA環境社会配慮ガイドラインでは、「II. 環境社会配慮のプロセス」の2.10において、改定は「(前略) 日本国政府、開発途上国政府、開発途上国NGO、日本のNGOや企業、専門家等の意見を聞いた上で、透明性と説明責任を確保したプロセスで行う」こととされています。したがって、見直しプロセスは同ガイドラインが掲げる通り、透明性を重視し、十分な時間をかけ、多様なステークホルダーとの協議の場を確保した上で行われるべきであると考えます。これは、日本政府が積極的に取り組むSDGsの実施原則(①普遍性、②包摂性、③参画型、④統合性、⑤透明性と説明責任)にも合致していると考えます。

以上から、第83回助言委員会を踏まえ、上記二点の要請を行います。

2017年9月15日

特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター

<sup>1</sup>具体的には、調査自体の目的と方針（透明性、公開性、包括性、有効性の確保）、手法（各調査項目の確認の仕方、ガイドラインとの乖離の判断主体、累積的影響の判断方法の方向性、これまで指摘されている問題の把握に基づいた方針の検討）、改定の是非検討の実施主体と時期などについて質問があり、これらについてまず検討した上で調査を行うよう提起があった。